



令和6年12月4日（水）に
学生生活支援オフィスFDがオンラインにて開催されました。



テーマ

「大学の特別支援教育を考える－新潟大学での合理的配慮の取組」

講師

新潟大学名誉教授
教育基盤機構キャンパスライフ支援部門
前副部門長 長澤正樹 様



講演内容

1. 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

2. 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」の基となった、障害者福祉の『憲法』のような存在である「障害者基本法」に合理的配慮を保障することが示されています。

■「障害者基本法」

- ・「権利の主体」である社会の一員
- ・「差別」のない社会づくり
 - －合理的配慮を明記
 - －障害者差別解消法、虐待防止法の成立へ
- ・「社会モデル」的観点からの新たな位置づけ
 - －ICFの考え方を採用
- ・「地域生活」を可能とするための支援
- ・「共生社会」の実現

■「障害者差別解消法」

障害者差別解消法の目的として、差別を禁止することとお互いを理解すること（相互理解）について書かれています。

また、この法律で初めて2種類の差別が示されました。

- ・障害を理由に差別的な対応をすること
- ・困っているのがわかっているのに合理的配慮をしないこと

3. 合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。（文部科学省）

いわば障害のない子どもと、同じスタートラインに立つための支援と言えます。

■合理的配慮の例

- ・視覚障害－代わりに読み上げる、点字、点字ブロックなど
- ・聴覚障害－手話通訳、ICT、字幕など
- ・肢体不自由－車いす、バリアフリー、低床バスなど
- ・精神障害－休憩できる部屋・ベッドなど。就労支援パス
- ・知的障害－わかりやすい説明、視覚支援
- ・自閉症スペクトラム－構造化、ワークシステムなど「見える化」

■発達障害：ICTの積極的活用

- ・読み障害 - 読み上げソフト、漢字にカナを振る
- ・ADHD - 環境構成の工夫、情報の制限
- ・書字障害 - キーボード入力、音声入力、アプリの活用 - 紙と鉛筆による書字からの解放
→「学習すること」「内容を理解すること」印刷物障害への支援を：情報のデジタル化

■他にも…

- ・HSP（感覚の過敏性） - 遠隔による授業参加
- ・起立性調節障害（朝起きられない） - 午後から授業
- ・場面緘黙（教室で話せない） - 代替コミュニケーション機器
- ・不安症 - 別室で休憩を認める

<合理的配慮の範囲>

合理的配慮において、その提供に伴って配慮が過重にならないことが要件。個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要。また、合理的配慮が「過重な負担」になるかどうかの判断は、専門家・第三者が介入し、説明責任を果たすことと代替案を出すことが重要です。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

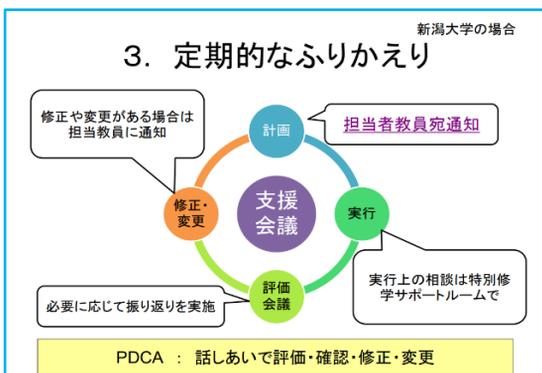
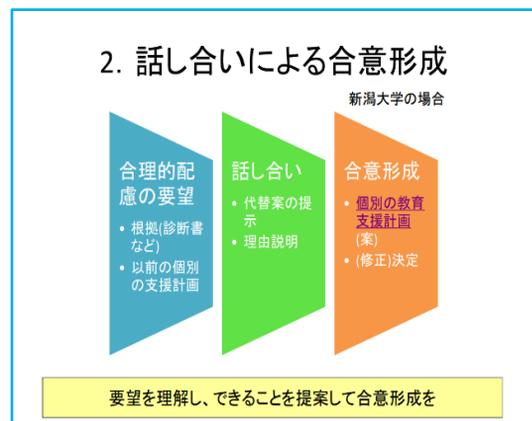
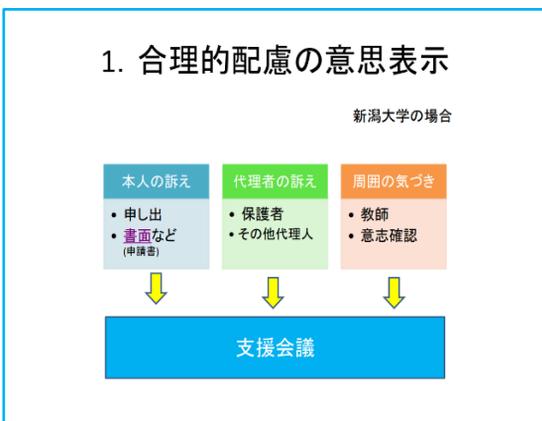


4. 新潟大学の取組

<合理的配慮の保障(新潟大学)>

1. 支援会議の開催 - 申請書に基づき本人を含めた関係者の話し合い
2. 個別支援計画の作成 - 本人のニーズの尊重
- 授業中の支援の保障、授業科目の変更、定期的相談、ピアチューターなど
3. 授業者に文書で通知 - 実施状況を確認・指導
4. 評価会議の開催 - 定期的評価と改善

■支援決定・実施の手続き



<合理的配慮の具体例>

- ・試験時間延長・別室受験（監督者付）
- ・用紙の拡大印刷
- ・持ち込み可の場合：ipad（大学提供）許可
- ・試験時の問題文、解答用紙のデータ（特製 USB）
- ・定期テスト → レポート

<発達障害学生への合理的配慮(例)>

- ・発表の免除。教師と一対一での発表
- ・レポート提出期限の延長
- ・講義内容の録音、撮影
- ・グループ活動メンバーの指名、免除
- ・授業中の退席、クールダウン
- ・遅刻を認める（満員電車に乗れない場合）

特別扱いではありません。必要性を示す根拠に基づき判断しています。

<どこまで認められるか？>

(例) 発表を免除してほしい

- 教育の本質に影響しないこと

〔目的〕 調べたことや考えを全員に知ってもらう

〔本質〕 調べて考えをまとめることが本質なので○

- 教育の本質に影響する場合は認められない

〔目的〕 自分の作品を紹介し説明すること

〔本質〕 説明することが本質のひとつなので×



<特別修学サポートルームの業務>

- ① 特別な支援を必要とする学生への相談対応
 - ・ 診断の有無は問わない。生活・学習などの悩み
- ② 合理的配慮提供対応
 - ・ 支援会議、大学教員への通達、実習等への参加
- ③ 生活や学習自立への指導
 - ・ 授業出席、レポート、発表、話し合いなどできるように
- ④ 就労支援
 - ・ インターンシップ、外部機関との連携

5. 自己理解

- 気づきと自覚の自己理解…現状から目的意識を持ち、実行し振り返る
- できること、支援ありでできること、できないこと…必要な支援を具体的に理解し、受け入れる
- 自ら支援を訴える…手段は問わない。人を頼ってもよいが自分でできる
- 個別計画は幸せの第一歩…なりたい唯一無二の自分になれる
すべての不幸は人と比べることから始まる (人と比べない)

【合理的配慮Q&A】



合理的配慮の提供を受けている学生の担任は、合理的配慮を理由に授業担当教員に単位取得に必要な点数の不足分の加点を依頼した方が良いですか？
また、依頼を受けた授業担当教員はそれに応じた方が良いですか？

合理的配慮は成績（進級・卒業を含む）保障ではありません。
よって、合理的配慮を理由として単位取得に必要な点数の不足分の加点を依頼することはできません。
また、仮に依頼があったとしても、授業担当教員は応じる必要はありません。



特別修学サポートルームでは、障がい（発達・精神・身体等）があり、修学を中心に大学生活の中の様々な困難を抱えている学生のサポートをします。一人で悩まず、何でも相談にきてください。
(下記に電話かメールでご連絡ください。)



特別修学サポートルーム

総合教育研究棟 C 棟 1 階 (C113 室)

☎ : [025-262-6300](tel:025-262-6300)

(平日 9:00 ~ 17:00)

✉ : support-r@ge.niigata-u.ac.jp